

川内村原子力災害避難計画

平成 26 年 10 月

川 内 村

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の概要	1
第2章 避難の考え方	3
第1節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
第2節 避難等の対応方針	3
第3章 避難等に関する情報伝達	9
第1節 伝達手段	9
第2節 伝達経路	9
第3節 伝達内容	11
第4章 住民の輸送	12
第1節 避難行動要支援者等の輸送	12
第2節 避難(輸送)経路	13
第3節 避難の誘導確認	13
第5章 避難行動要支援者等への対応	13
第1節 施設入居者への対応	13
第2節 在宅要配慮者への対応	14
第3節 外国人に対する避難支援	14
第4節 一時滞在者に対する避難支援	14
第6章 学校等施設における対応	14
第7章 避難時の医療体制	14
第8章 避難者への支援体制等	15
第9章 村の体制	16
第10章 住民への事前周知	16

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「第一原発」という。）及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「第二原発」という。）において、緊急事態（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出等）が発生した場合に、川内村地域防災計画（以下「村地域防災計画」という。）に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の内容

この計画は、村地域防災計画（原子力災害対策編）に定める事項のうち、住民避難の実施について計画したものである。

2 関係する計画等

この計画は、暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画（平成26年4月30日策定）（以下「県広域避難計画」と整合を図り、随時修正の上、運用するものとする。

また、避難先が村外の施設となるため、避難先施設が所在する市町村が作成する避難受入計画等と調整を図り運用するものとする。

3 計画の対象

この計画における避難の対象者は、下記のとおりとする。

- (1) 村内に居住する住民
- (2) 村内に一時滞在している者
 - ア 就労者
 - イ 就学者
 - ウ 社会福祉施設等の入所者
 - エ 観光客

4 計画の範囲

この計画の範囲は、第一原発又は第二原発で緊急事態が発生したときから、原子力緊急事態解除宣言後の村防災計画（原子力災害対策編）で規定する原子力災害中

長期対策を開始するまでとする。

5 計画の修正

この計画は、関係する計画等の見直しが行われた場合、又は新たな知見が得られた場合は、必要に応じて、これを修正する。

6 村の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、村の役割について、下表に主として避難に関するものを記載しているが、県広域避難計画との整合を図り、調整するものとする。その他防災関係機関等の災害時共通の役割については、村地域防災計画に記載している。

機 関	事 務 又 は 業 務
川内村	1 避難指示の伝達 2 原子力災害状況の把握及び住民への情報提供 3 避難所の運営 4 避難所までの住民の誘導 5 住民への避難先や避難ルート等について事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 6 緊急時モニタリングの支援 7 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応 8 避難先地域が行う広域避難所の運営 9 安定ヨウ素剤の予防的投与 10 避難住民のスクリーニング、除染の支援 11 避難住民への行政サービスの提供 12 避難行動要支援者の避難体制の整備 13 その他必要な措置

第2章 避難の考え方

第1節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において示されている目安を踏まえ、具体的な地域を定める。

なお、本村におけるUPZは、村内全域とする。

※UPZ（Urgent Protective action Planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）

第一原発事故を踏まえ、国の原子力災害対策指針において「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設定された区域。環境モニタリングによる計測可能な判断基準に基づく避難、屋内退避等を準備する区域。原子力施設から概ね30km。

第2節 避難等の対応方針

1. 原子力事故の対応

第一原発及び第二原発において原子力事故等が発生した場合、東京電力(株)及び県から本村への通報連絡、国等による防護措置の決定等、住民等への避難等指示など一連の対策が講じられ、その対応フローは、次のとおりとする。

[原子力施設の緊急事態区分及び初動フロー]

緊急事態区分	県及び村の対応	住民等の行動
警戒事態 (東京電力(株)からの通報連絡)	・ 要員参集 ・ 情報収集・連絡体制の構築 ・ 平常時モニタリングの強化	・ 今後の情報等に留意
施設敷地緊急事態 (東京電力(株)からの通報連絡・国県からの指示等)	・ 要員参集 ・ 情報収集・連絡体制の構築 ・ 緊急時モニタリングの実施 ・ 住民等への情報伝達 ・ 今後の情報について住民等への注意喚起 ・ 屋内退避準備	・ 屋内退避準備 ・ 今後の指示・情報等に留意
全面緊急事態 (東京電力(株)からの通報連絡・国県からの指示等)	・ 国及び他自治体への応援要請 ・ 緊急時モニタリングの実施 ・ 住民等への情報提供 ・ 屋内退避の実施 ・ 安定ヨウ素剤の服用準備 ・ 避難等の準備	・ 屋内退避の実施 ・ 避難の準備 ・ 今後の指示・情報等に留意
原子力緊急事態宣言 (内閣総理大臣)	・ 避難の実施 ・ (必要に応じて)安定ヨウ素剤の服用指示	・ 避難の実施 ・ (必要に応じて)安定ヨウ素剤の服用

[警戒事態] その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、避難行動要支援者の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。

[施設敷地緊急事態] 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

[全面緊急事態] 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

2. 避難等の方法

放射性物質からの被ばくを避けるためには、「①放射性物質から離れること」、「②放射線を受ける時間を短くすること」、「③放射性物質を遮へいすること」、「④放射性物質を体の中に取り込まないこと」の対応が基本となる。

「指針」では、重点区域のうち本村全域が該当となるUPZにおける防護措置は、「屋内避難」を基本とし、その後の緊急時モニタリング等の結果を踏まえて、必要に応じ「避難」を行うこととされている。

本計画では、防護措置の基本となる「屋内退避」及び「避難」の考え方について次のとおり整理する。

屋内退避：放射性物質が施設外に放出される前に実施

屋内退避とは、「建物の中に入り、そこにとどまること」と定義する。建物の中にとどまることで壁などにより放射線を遮る効果や、ドアや窓を閉めることにより屋内への放射性物質の取り込みを軽減する効果がある。

避難：放射性物質が施設外に放出された後に実施

避難とは、「現在いるところから別の地域に移ること」と定義する。放射線の影響が小さい地域に移動することで、放射線による被ばく量を減らす効果がある。

[安定ヨウ素剤の服用]

放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積しやすく、放射線被ばくの影響により数年～数十年後に甲状腺ガン等を発生させる可能性があることから、「指針」に定める指標(未定)を超える放射性ヨウ素の放出又はその恐れがある場合には、内部被ばくを軽減させるため、屋内退避又は避難の防護措置と組み合わせて安定ヨウ素剤を服用する。

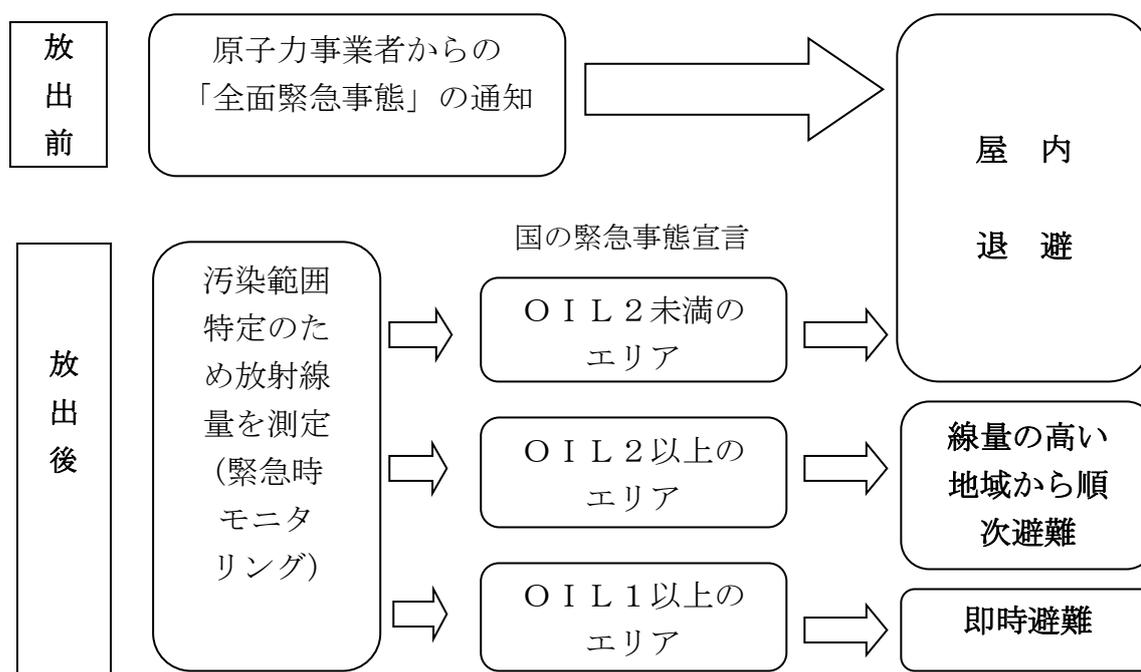
また、適切なタイミングで速やかに村民等に安定ヨウ素剤を服用させること、また、副作用の可能性もあることから、医師等の指導のもと、国又は村長の指示にしたがって適切に服用する必要がある。

3. 避難等の指標

「指針」では、放射性物質の放出後、緊急時モニタリングを迅速に実施し空間放射線量の計測結果に応じて、数時間から1週間以内に防護措置を講じなければならないこととされており、防護措置の実施判断基準として、次のとおり運用上の介入レベル(O I L)を定めている。

[指針に基づく指標]

屋内退避・避難に関する指標 (UPZの区域)



[O I L (実用上の介入レベル)]

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線量や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

※O I L 2

住民等を一週間程度内に避難させるための基準。空間線量率で一時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ が基準値。

※O I L 1

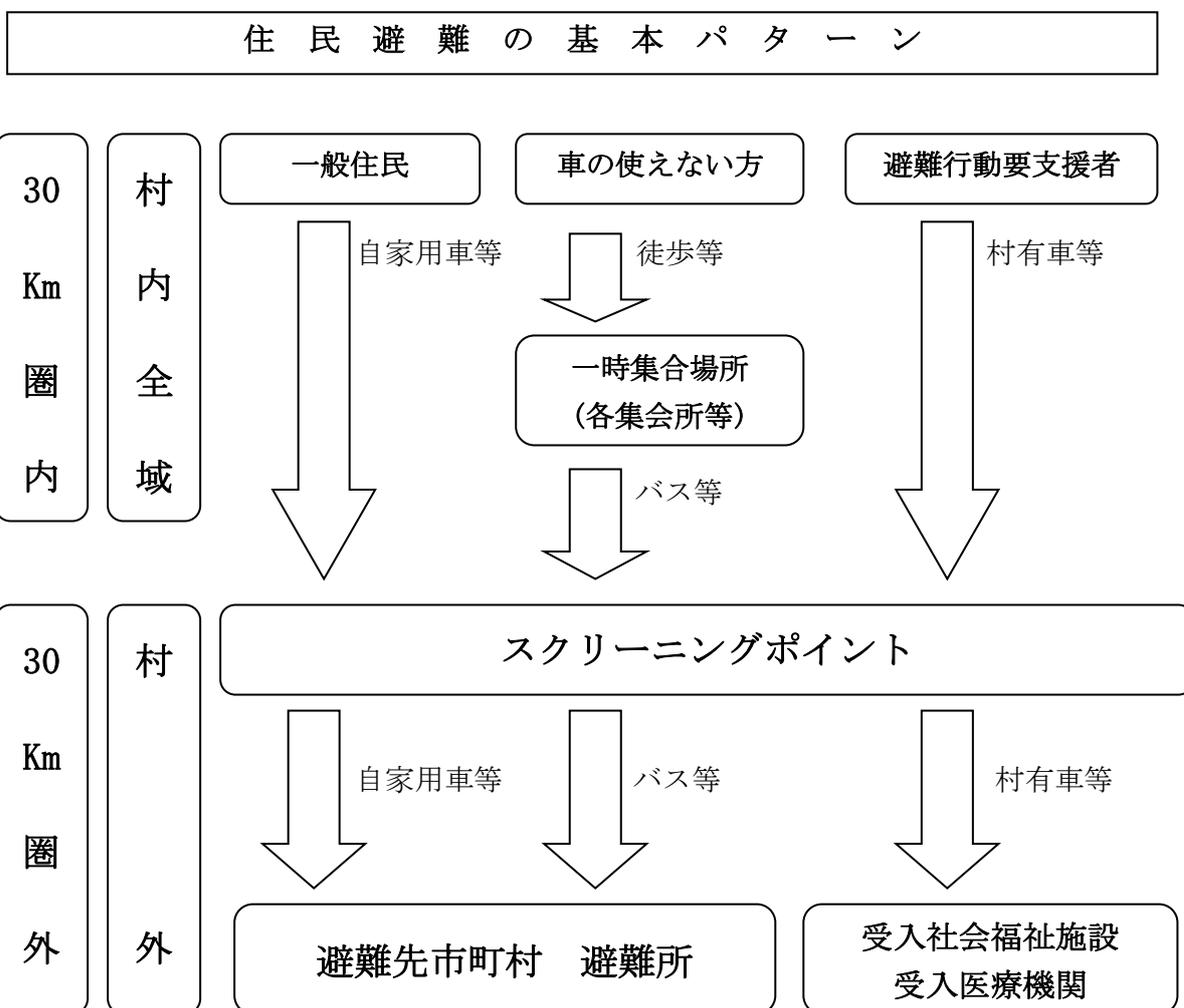
住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準。空間線量率で一時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ が基準値。

4. 避難の手順

避難は、原則、自家用車所有の方は自力避難とする。

車の使えない方は、各一時集合場所へ徒歩等で集合し、村が用意したバス等で避難する。なお、バス等が不足する場合は、県災害対策本部へバス等の手配を要請する。

避難行動要支援者については、在宅避難行動要支援者は、避難所へ避難した上で、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移動手段が用意できている場合は、直接福祉避難所へ避難を行うものとする。



一時集合場所（各集会所）

行政区	集合場所名	所在地	責任者	対象人口
第 1 行政区	第 1 区集会所	上川内字前谷地 1 0 6 - 1	行政区長	471
第 2 行政区	第 2 区集会所	上川内字関場 2 8 - 1	行政区長	159
第 3 行政区	第 3 区山村活性化 支援センター	上川内字町分 4 3 9	行政区長	555
第 4 行政区	第 4 区集会所	上川内字大根森 6 7 - 1	行政区長	262
第 5 行政区	第 5 区集会所	下川内字坂シ内	行政区長	368
第 5 行政区	宮ノ下集会所	下川内字宮ノ下 8 1 - 2	行政区長	150
第 6 行政区	第 6 区集会所	下川内字石崎 3 1 - 2	行政区長	180
第 6 行政区	手古岡集会所	下川内字手古岡 2 3 1 - 1	行政区長	101
第 7 行政区	第 7 区集会所	下川内字北川原 1 1 - 9	行政区長	282
第 8 行政区	五枚沢集会所	下川内字五枚沢 3 5 - 5	行政区長	114
第 8 行政区	第 8 区集会所	下川内字毛戸 2 6 - 2	行政区長	114

避難先市町村避難所（福島県郡山市）

対象行政区	避難先施設名	所在地	管理者	対象人口
1～6区	ビッグパレット ふくしま	郡山市南二丁目 5 2	(公財)福島県 産業振興セン ター	2246
7区	安積中学校	郡山市成山町 1	郡山市教育委 員会	282
8区	安積公民館安積分 室	郡山市安積一丁目 3 0	郡山市教育委 員会	228

第3章 避難等に関する情報伝達

第1節 伝達手段

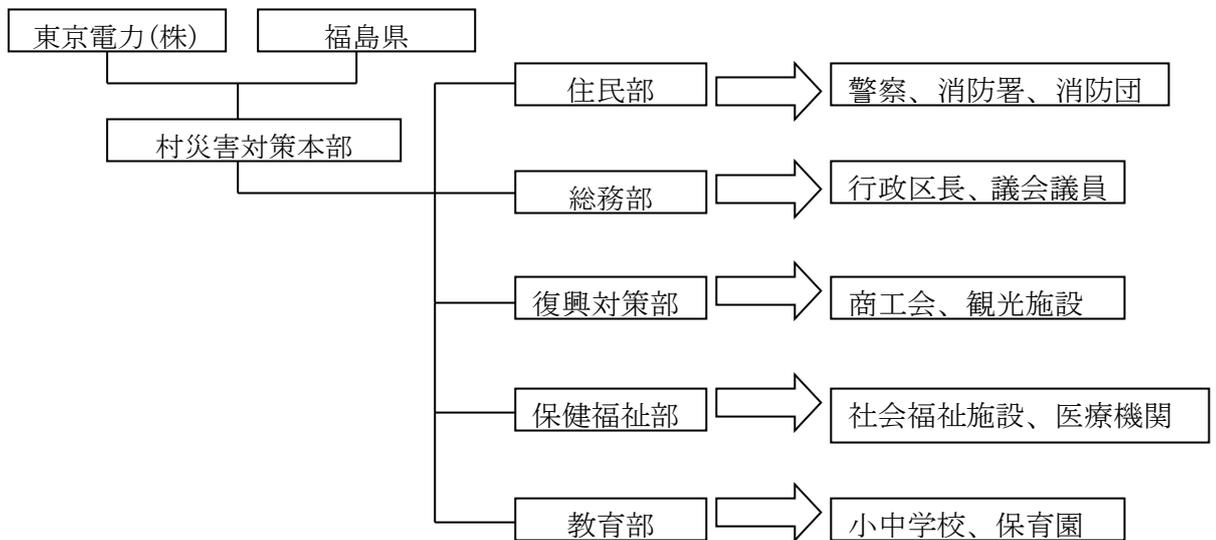
住民等への情報伝達は、次により行う。

- (1) テレビ・ラジオによる緊急情報の放送
- (2) 防災行政無線による放送
- (3) 広報車、消防車両による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメールの配信
- (5) 村ホームページへの掲載

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

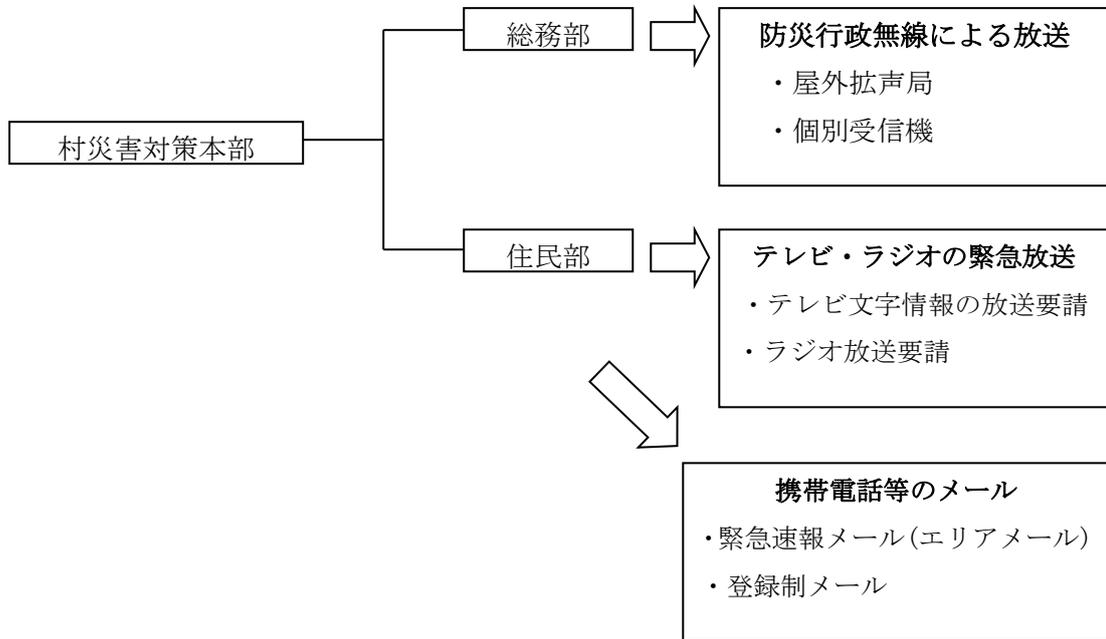
第2節 伝達経路

1 避難誘導に係る連絡系統図



※ 部名は、川内村災害対策本部組織に定める部である。

2 住民への情報配信連絡系統図



第3節 伝達内容

警戒広報、屋内退避指示及び避難指示の広報・伝達内容は、次のとおりとする。
なお、広報車による巡回広報についても、この例文に準じて行うものとする。

1 警戒広報

こちらは、川内村です。
本日午前(午後)〇時〇分頃、「東京電力福島第一(第二)原子力発電所」で事故が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていません。住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
川内村では、詳しい情報の収集に当たっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

2 屋内退避指示時広報

こちらは、川内村です。川内村災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前(午後)〇時〇分頃、「東京電力福島第一(第二)原子力発電所」で重大な事故が発生しました。
放射線を防ぐため(念のため)、建物の中へ避難することが必要となりました。
住民の皆さんは、自宅などの建物の中に避難してください。
川内村災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。
状況に変化がありましたら、すぐお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

3 避難等指示時広報

こちらは、川内村です。川内村災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前(午後)〇時〇分頃、「東京電力福島第一(第二)原子力発電所」で重大な事故が発生しました。
自家用車をお持ちの方は、〇〇市・町の指定されたスクリーニング会場へ自力で向かってください。
自家用車のない方、使えない方は、各区の集会所に集まってください。
体の不自由な方は、自宅へ迎えに行きます。
隣近所の人たちへお声掛けをお願いします。

第4章 住民の輸送

第1節 避難行動要支援者等の輸送

家族の介助のもと避難可能な避難行動要支援者等は可能な限り自力避難者とし、自力避難が困難な避難行動要支援者等を一時集合場所からスクリーニング会場及び避難先へ輸送するものとする。

寝たきりや高齢者等避難弱者は避難行動要支援者名簿等により川内村社会福祉協議会職員及び地域包括支援センター職員が自宅へ救出に向かうものとする。

避難輸送車両に係る運転手、配車については、本部で協議し実施するものとする。

利用可能車両（平成26年1月31日現在）

番号	区分	大型	中型	小型	その他	計	輸送人数	備考
1	公用車 (マイクロバス)	1	6	1		8	239	
2	社会福祉協議会 (マイクロバス)		1		1	2	41	
合計		1	7	1	1	10	280	

※ バスの定員は、大型：42人、中型：29人、小型23人(各車両とも運転手を含まない)として計算する。

※ 社会福祉協議会福祉（マイクロバス）のその他の定員は車いす4台、一般8人。

自力避難が困難な避難行動要支援者搬送の行政区ごとの担当部

行政区名	担当部名
第1区	総務部(総務係・出納管理係)
第2区	総務部(財務係)
第3区	住民部(税務係)
第4区	復興対策部(除染係・企画政策係)
第5区	農村振興部 ※下川内仮設住宅を含む
第6区	保健福祉部
第7区	教育部
第8区(五枚沢)	住民部(住民係)
第8区(毛戸)	住民部(住民係)

第2節 避難(輸送)経路

県広域避難計画に基づき、郡山市までの主な避難ルートは次のとおりとする。

- ・川内村→国道 399→国道 288→郡山市
- ・川内村→県道 112→県道 302→国道 288→郡山市

第3節 避難の誘導・確認

住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については、次により行うものとする。

① 交通規制の確認等

村災害対策本部は、避難誘導に当たり、双葉警察署と避難先の対象となる地域を確認するとともに、交通規制を実施する場所、時間帯等を調整する。

② 広報等

避難の広報は、第3章第1節に掲げる手法等により実施する。

② 避難状況の確認

各行政区の担当部、川内村消防団、双葉消防本部、双葉警察署、陸上自衛隊は、手分けして村内を巡回し避難状況の確認を行う。避難行動要支援者等一時集合場所からバスに乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、個別訪問を実施し、避難の状況を確認する。また、避難所において、避難者の名簿を作成するとともに、個別避難の状況等を聴取し、避難状況の把握に努める。

④ 報告

各行政区の担当部は、避難状況の確認が完了した場合は、速やかに村災害対策本部へ報告するものとする。

村災害対策本部は、担当部から避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに原子力災害現地災害対策本部、福島県災害対策本部、双葉警察署及び富岡消防署に連絡するとともに、避難が完了しない行政区の情報についても適宜報告する。

第5章 避難行動要支援者等への対応

第1節 施設入居者への対応

施設管理者は、防災基本計画に基づき、あらかじめ策定した避難計画により施設入居者等を避難させるものとする。

第2節 在宅要配慮者への対応

各行政区の担当部は、区長、地域住民、川内村消防団、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、民生委員、川内村社会福祉協議会、ボランティア団体等の多様な団体の協力を得るとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

第3節 外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、村は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

第4節 一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、広報車、防災行政無線、エリアメール等により的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所（ビッグパレットふくしま等）への避難を促すものとする。

第6章 学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示が発せられた場合に、適切に対応できるよう、マニュアル等を策定するものとする。

生徒等の避難については保育園、小学校、中学校の学校ごとに生徒を避難先まで避難させ、避難先で保護者に引き渡す事とする。

また、生徒等を保護者へ引き渡した場合は、村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第7章 避難時の医療体制

村は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれが生じた場合、医療関係者の指導のもと、安定ヨウ素剤の配布及び服用が適時かつ円滑に行えるよう、あらかじめ体制整備に努めるものとする。

第8章 避難者への支援体制等

1. 村外への広域避難における避難所の運営等

(1) 避難所の設置

広域避難における避難所の開設は、県が施設の供与及びその他の災害救助の実施について避難先市町村に対して要請することとなっている。

(2) 避難所の運営

村は、職員を受入自治体の避難所等へ住民と同行させ、同行する職員は、受入自治体と避難住民のパイプ役を担うものとする。

また、村は、避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ職員を派遣し、避難先自治体から村に避難所運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難住民、職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行するものとする。

ただし、避難所の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず施設の管理者で引き続き行うものとする。

2. 要配慮者のケア

要配慮者のケアについては、在宅要配慮者については

家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行うものとする。

ケア要員の不足が想定されることから、村は県と連携し、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

3. 避難所の秩序保持

村は、県及び避難先自治体と連携しながら、避難所等の秩序保持について、次の項目に配慮した体制の検討を進めていくものとする。

- ・ 正確な情報伝達
- ・ 避難住民が相互に助け合う自主的な組織が主体的に運営する体制への早期移行
- ・ 良好な生活環境の確保（健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策）
- ・ 食料、飲料水等の配布
- ・ 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営
- ・ 外国人への配慮

4. 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、原子力発電所施設、モニタリング、医療関係、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれ

ている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体で情報提供を行うなど適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

5. 健康管理とメンタルヘルス対策及び相談窓口体制の整備

各避難所で担当職員が避難者の生活状況の確認を行う中で、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、避難者の不安に応えるための相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

また、村は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難者の健康管理やメンタルヘルスカアを行い、医師の診察が必要な避難者については、医師会等の協力を得て避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難者の受信体制を整えるものとする。

第9章 村の体制

村長は、緊急事態体制の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、村長を本部長とする災害対策本部を設置する。

第10章 住民への事前周知

住民への事前周知により避難計画の実行性を高めるため、次により避難の心得、その他防災知識の普及啓発に努めるものとする。

- ・村が毎年実施している行政懇談会時に、放射線や緊急時にとるべき行動を周知。
- ・専門員の定期的な家庭訪問による専門知識の普及
- ・専門家による講演
- ・パンフレットの発行
- ・小中学校において、原子力災害の授業及び避難訓練の実施
- ・企業に対する広域避難計画の周知